

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業に係る企画競争応募要領

本事業は、令和6年度予算に係る事業であることから、本企画競争に係る契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

1 総則

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業（以下「本委託事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業内容

本委託事業の内容は、「仕様書」のとおりとする。

3 事業の実施期間及び委託費の限度額

(1) 事業の実施期間

契約の締結の日から令和7年3月21日（金）までとする。

(2) 委託費の限度額

本委託事業の予算限度額は、27,000千円（消費税及び地方消費税込）以内

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」の等級に格付けされた者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月17日付け26経第879号大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下、「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下、「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また代表者は、上記(1)から(4)の要件に適合している必要があり、契約候補者となった場合は規約書等を契約締結前までに提出すること、並びに代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)及び(4)の要件に適合し、かつ、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していることが必要である。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の

構成員となること又は単独で参加することはできない。

5 参加表明書及び企画書等の提出書類に関する事項

(1) 参加表明書及び企画書等の提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」（別紙様式第1-1号）により作成し、又は共同事業体での応募の場合は、「企画競争参加表明書（共同事業体）」（別紙様式第1-2号）により作成し、以下の①から⑥までの添付書類と併せて提出すること。

① 企画書及びこれに付随する以下の書類

- ・過去の類似事業（※）の実績に関する資料（様式任意）
- ・その他参考となる資料

※類似事業の例

- ・EBPMや統計分析に係る事業
など

② 4の(3)を証するものとして、令和4・5・6年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

※共同提案の場合は、併せて4の(5)中の資格を確認するため、全構成員分を提出すること。

③ 業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）

④ 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

⑤ 民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

⑥ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースユール認定企業）を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料（基準に適合し、認定されている者であることを企画書に記載しておくこと）

※共同提案の場合は、全構成員分を提出すること。

(2) 応募する企画書の内容

① 事業実施体制

担当者数、担当者の経験（過去3年間（令和3年度～令和5年度）程度に同種又は類似業務の実績）、担当者のバックアップ体制等を明記すること。

なお、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

【ア】事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

【イ】事業の主たる部分を請け負わせてはならない。

【ウ】再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合は上記また書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないことと

する。

【エ】再委託先の業務が海外で行われる場合

【オ】広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

【カ】会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項及び第 6 項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

なお、上記また書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【エ】～【カ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

② 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等

事業を達成するために必要となる E B P M、統計分析、農村の地域資源を活用した取組に係る付加価値額の算出に関する知見、付加価値額の算出等に係るアンケート調査やケーススタディに関する実績等を有している根拠を明記すること。

③ 企画提案を求める項目及び具体的提案

本委託事業の目的を達成するために、「仕様書」の第 4 の事業内容についての具体的な提案

④ 各事業内容の計画や完了までのスケジュール

⑤ 第三者と共同提案を行う場合、それぞれの事業分担及び金額

⑥ 積算内訳（別紙様式第 2 号）（再委託先の内訳を明記すること。）

⑦ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを企画書に記載すること。

また、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料を提出すること。

(3) 参加表明書及び企画書等の提出期限等

① 提出期限：令和 6 年 4 月 16 日（火）15 時までとする。

② 提出方法

上記①までに、原則、電子メールに整理番号【067002】を付して提出すること。

（詳細は別添「電子メールを利用した書類の提出方法」のとおり）

電子メール以外で提出する場合は、PDF ファイルを電子媒体（CD-R 又は DVD-R とし、ウイルス対策を施すこと。）に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示（ケースは不可）の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

③ 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

農林水産省大臣官房予算課契約班（本館 1 階、ドア番号「本 135」）

(4) 作成・提出に当たっての留意事項

① 日本語で作成するものとする。

- ② 1 応募者が提出できる企画提案は 1 提案までとする。
- ③ 提出された参加表明書及び企画書等は返却しない。
- ④ 企画書等の提出を持参により提出する場合の受付時間は、行政機関の休日を除く 10 時から 17 時（令和 6 年 4 月 16 日（火）は 15 時）までとする。
- ⑤ 提出期限までに農林水産省大臣官房予算課契約班に到着しなかった場合は無効とする。
- ⑥ 企画書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第 3 号）について参加表明書の提出前に確認しなければならず、参加表明書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第 3 号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。
- ⑧ 本委託事業の「仕様書」の第 8 の資料の貸与及び返却に定められた貸与資料について、公示期間中の閲覧を希望する場合は、行政機関の休日を除く 10 時から 17 時（令和 6 年 4 月 16 日（火）は 15 時）までの間に、「16 の応募・照会窓口」のうち【企画書等の作成、事業内容、応募要領全般について】の担当者に事前に連絡を行うこと。
- ⑨ なお、応募者が上記⑧により知り得た情報（個人情報を含む）は、企画書等の作成のためのみに使用するものとし、契約期間中はもとより、契約終了後や契約に至らなかった場合も含めていかなる場合であっても外部に漏らしてはならない。

6 審査方法

- (1) 提出された企画書について、「7 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあって、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第 4 号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

- (2) 審査については、非公開とする。

7 審査基準及び審査項目

審査は、「令和 6 年度農村地域の関連所得の算出委託事業に係る企画審査について」（別紙）に基づき、提出された企画書等の内容について行い、事業の目的に最も合致し優秀な企画を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。

8 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね 2 週間以内に応募者に対し文書により通知することとする。

9 企画提案に要する費用の負担

企画書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

10 契約の締結

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

11 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

12 委託料の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。また、契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

13 実績報告書等の提出

受託者は、以下の(1)及び(2)を令和7年3月21日（金）までに農林水産省農村振興局都市農村交流課に提出すること。また、本委託事業を終了したとき（本委託事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、本委託事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を提出すること。

(1) 事業実施報告書紙媒体（A4縦・カラー） 2部

(2) 事業実施報告書電子媒体（CD-R又はDVD-R） 2部

※納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

14 成果品（著作権等）の帰属等

本委託事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

15 その他

- (1) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (2) 不明な点については、「16の応募・照会窓口」までお問い合わせ願いたい。

16 応募・照会窓口

【企画書等の作成、事業内容、応募要領全般について】

農林水産省農村振興局都市農村交流課（本館5階、ドア番号「本538」）

担当：下瀬、阿部 TEL：03-6744-2493

【企画書等の提出及び契約条項等について】

農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）

TEL：03-6744-7162

担当：加藤

※受付曜日：月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間：10時～17時

（令和6年4月16日（火）の企画書等提出受付時間は15時までとする。）

(別紙様式第1-1号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業

○ 担当者

所属・役職

担当者氏名

電話番号

メール

(別紙様式第1-2号) 共同事業体の場合

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

【共同事業体代表者】

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書
(共同事業体)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業の企画競争に下記共同事業体として参加することを表明します。

また、契約候補者となった場合は、契約締結までに共同事業体の構成・運営等に関する協定書を作成し提出します。

なお、規約書等には、事業分担及びその考え方並びに実施体制について明確に記載します。

記

1. 共同事業体名： _____

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担業務
代表者		
構成員		
構成員		

(別紙様式第2号)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業

区 分	予算額	備 考
人件費	円	A @ 〇〇〇円 × **時間 = △△△円 B @ 〇〇〇円 × **時間 = △△△円
事業経費		〇〇〇費 △△△円 〇〇〇費 △△△円 ※消耗品費、通信費、報告書作成費、旅費等に係る経費を記載。
一般管理費		
消費税等		
計		

- (注)
- ・再委託先の内訳を明記すること。
 - ・必要に応じて、資料を添付すること。
 - ・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
 - ・一般管理費及び比率等を経費として計上する場合は、一般管理費率は総事業費（再委託費を除く。）の10%以内とする。なお、確定額については、委託事業に係る計画額（予算額）又は実支出額のいずれか低い額とする。また、委託契約書（案）第13条第1項ただし書きの規定は適用しない。
 - ・備品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品）の購入は認めない。
 - ・人件費の算定については仕様書別紙3「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照すること。
また、根拠となる資料を添付すること。
 - ・消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

(別紙様式第3号)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第4号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

契 約 候 補 辞 退 届

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業に関する契約候補について、
〇〇〇〇の理由により、辞退します。

電子メールを利用した書類の提出方法

1. 送信先

農林水産省大臣官房予算課契約班 宛

メールアドレス：nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

2. 送信メールの件名

「整理番号・事業者名・○/○」としてください。

例：012345・○○○○○(株)・1/3

※ 整理番号は公示等に記載された番号を必ず記載してください。

※ ○/○は何分割の何番目のメールかを記載してください。(下記6参照)

3. メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

4. メール容量

本文を含め7MBです。(下記6参照)

5. 添付ファイルの形式及びファイル名

PDFファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「整理番号・提出書類名・事業者名・○/○」としてください。

例1：012345・提案書・○○○○○(株)・1/3

例2：012345・企画書・○○○○○(株)・1/3

例3：012345・競争参加資格・○○○○○(株)・1/1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

6. メール容量を超える場合の送信方法

7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

※ 圧縮ファイルは使用しないでください。

7. 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、1の送信先（電話の場合：03-6744-7162）に連絡してください。

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業に係る企画審査について

1 審査の方法

審査は審査委員会において、3の審査基準に基づいて行います。

審査委員の所属及び氏名等は、公表します。ただし、審査は、非公開とし、企画書に記載された知的財産等の秘匿情報を保護する観点から、審査内容は公表しません。

2 契約候補者の選定方法

契約候補者は、審査の結果、得点の合計を平均した点（以下「平均点」という。）が最高となった企画書の提案者とします。ただし、当該平均点が最高となった企画書について、審査基準の1つ以上において「D」の評価があった場合、又は平均点が満点の55%を超えない場合は、審査委員会で審議の上、当該企画書の提案者を契約候補者としなないことができるものとします。企画書が一つしかない場合も同様とします。

最高点を得た企画書が複数ある場合の判断基準は、次のとおりとします。

- (1) 「A」の獲得数を審査に参加した委員数で割った数（以下「平均数」という。）がより多い企画書の提案者を契約候補者とする。
- (2) 「A」の平均数が同数の場合は、「B」の平均数がより多い企画書の提案者を契約候補者とする。
- (3) 「B」の平均数も同数の場合は、「C」の平均数がより多い企画書の提案者を契約候補者とする。
- (4) 「C」の平均数も同数の場合は、審査委員長が契約候補者を選定する。

また、契約候補者に対し、必要に応じて、委託事業実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、契約候補者としなないことがあります。

3 審査基準

(1) 事業の実施方針・事業計画等について

評価項目	審査基準	配点	採点
仕様書記載の事業内容について全て提案されているか。	A：把握し、全て提案されている 5点 B：把握も提案もされていない 0点	5	
業務ごとに必要な作業期間が示され、事業の履行期間内に全ての調査及び分析を遂行することができるスケジュールが示されているか。	A：適切である 5点 B：適切でない 0点	5	
算出手法の検討における着眼点や手法が具体的に示されているか。	A：具体的な内容となっている 15点 B：概ね具体的な内容となっている 10点 C：やや具体性に欠ける 5点 D：具体的な内容となっていない 0点	15	
仕様書に明示された内容のほか、調査の目的に適ったより良い成果をあげるための独自の工夫や提案が見られ、また妥当性はあるか。	A：十分具体的な独自の提案があり、非常に妥当である 15点 B：具体的で独自の提案があり、妥当である 10点 C：独自の提案はあるが、具体性と妥当性が弱い 5点 D：独自の提案がない 0点	15	

(2) 事業の実施体制について

評価項目	審査基準	配点	採点
仕様書記載の事業内容を履行期間内に確実に実施できる体制が組まれているか。	A：十分な体制が組まれている 5点 B：体制に不備がある 0点	5	
事業が遂行可能な人員を確保しているか。	A：十分に確保している 10点 B：不十分だが遂行可能 5点 C：確保していない 0点	10	
農林水産省からの照会、追加の要望、報告の求め等に迅速かつ柔軟に対応できる体制が整備されているか。	A：整備されている 5点 B：整備されていない 0点	5	

(3) 組織及び業務従事者の経験・能力

評価項目	審査基準	配点	採点
事業を行う上で適切な財務基盤、経理処理能力を有しているか。	A：妥当である B：全く妥当でない	5点 0点	5
統計データ等を活用して付加価値額を算出するノウハウ・実績を有しているか。	A：非常に妥当である B：妥当である C：あまり妥当でない D：全く妥当でない	15点 10点 5点 0点	15
E B P Mの観点からの検討が可能な知識・経験を有しているか。	A：非常に妥当である B：妥当である C：あまり妥当でない D：全く妥当でない	15点 10点 5点 0点	15

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

評価項目	審査基準	配点	採点
男女共同参画等への取組は、十分なものとなっているか。	※以下の条件を満たしている場合に加 点。	5	

※ (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況については、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているかで判断し、(1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

なお、共同事業体で応募した場合には、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業）

- ・プラチナえるぼし 5点 ※1
- ・えるぼし3段階目 4点 ※2
- ・えるぼし2段階目 3点 ※2
- ・えるぼし1段階目 2点 ※2
- ・行動計画 1点 ※3

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定

- ・プラチナくるみん認定企業 5点 ※4

- ・ くるみん認定企業 3点 ※5
(令和4年4月1日以降の基準)
- ・ くるみん認定企業 3点 ※6
(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準)
- ・ トライくるみん認定企業 3点 ※7
- ・ くるみん認定企業 2点 ※8
(平成29年3月31日までの基準)

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ・ ユースエール認定企業 4点

仕 様 書

第1 業務名

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業

第2 目的

農業・農村が農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少など厳しい状況にある中、今後、農業の競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものにするとともに、農村を活性化するためには、多様な地域資源を活用して新たな市場を開拓し、農業・農村の所得の増大と地域内での再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。こうした観点から、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）等において、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととされており、農林水産省では、農村地域の関連所得（以下、「関連所得」という。）を毎年度算出^{*}し、公表している。他方、この算出手法は、一定の前提条件の下、簡便な手法により算出した推計値であることから、可能な限り実態に即した算出手法の確立が期待されている。

また、農林水産省においては、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得や雇用の確保を図る「農山漁村発イノベーション」を推進しているところであり、適切な取組の展開等を図るためには、EBPM（Evidence-based policy making）の観点から施策を検討することが必要である。

これまで農林水産省では、学識経験者等から構成される検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を令和4年度に立ち上げた上で、関連所得の算出手法の改良による上記課題への対応方法等について検討を行っているところである。令和6年度においては、令和4年度及び令和5年度における検討結果に加え、検討委員会及び食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下、「検討委員会等」という。）における議論を踏まえた検討を行うことを想定している。

本事業は、これまでの検討結果や検討委員会等における議論を踏まえて関連所得の算出手法を改良し、当該算出手法による関連所得の算出作業を行うものである。

本事業で改良した手法を用いた関連所得の算出を継続的に行うことにより、関連所得の増大に向けた農山漁村発イノベーション対策等の施策の推進が図られることが期待される。

※農村地域の関連所得は、「加工・直売」、「輸出」、「都市と農山漁村の交流」、「医福食農連携」、「地産地消（施設給食）」、「ICT活用・流通」、「バイオマス・再生可能エネルギー」の7分野（以下、「構成要素」という。）ごとに算出したものを足し合わせたものである

第3 事業の履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）までとする。

第4 事業内容

受託者は、下記1から5の事業を実施するものとする。事業履行期限に配慮し、十

分に人的・時間的な余裕を持たせた事業実施スケジュールを提案すること。

1 関連所得の算出手法の精査

検討委員会等の結果及び令和5年度に行った算出値の妥当性の検証結果を踏まえ、政府統計情報などの公表された統計情報をもとに、①全国単位、②市町村単位、③農林業センサスにおける農業集落単位で関連所得を算出する手法を精査し、整理する（上記①及び②は、③を集計して算出する方法を想定している）。

なお、算出手法は、毎年度、直近の統計情報を基に算出するものであり、かつ、算出に必要な統計情報等を入手できる場合は、平成25年度分まで遡ることができるものとする。

2 精査した算出手法による関連所得の算出

(1) 精査した手法による市町村単位の関連所得の算出

1で整理した手法により、計26市町村（各地方農政局等の管轄区域ごとに2市町村から3市町村を目安とする。）における平成25年度から令和5年度までの計11ヵ年分について関連所得を算出し、整理する。

(2) 精査した手法による全国単位の関連所得の算出

1で整理した手法により、平成25年度から令和5年度までの計11ヵ年分について関連所得を算出し、整理する。

3 算出値の妥当性の検証方法の精査等について

(1) 妥当性の検証方法の精査

検討委員会の結果等を踏まえ、令和5年度に検討した算出値の妥当性の検証方法の精査を行い、整理する。

(2) 算出結果の妥当性の検証等

上記2で算出した関連所得について、(1)で整理した方法により、その妥当性を検証し、妥当性が確保されていないと判断された場合は対応方針を検討し、上記1及び2の作業に反映する。

4 検討委員会の運営等

上記1から3については、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課担当職員（以下「担当職員」という。）が別途選定した学識経験者等の有識者5名から構成される検討委員会を事業期間中に2回開催し、有識者から算定手法の検討・整理に係る助言等を聴取しつつとりまとめることとする。また、食料・農業・農村政策審議会企画部会に諮る回数は2回程度を想定している。

有識者は、別紙1のとおりであり、担当職員から、あらかじめ承諾を得ている。

(1) 検討委員会等資料の作成

1から3で検討・整理した内容をもとに検討委員会及び食料・農業・農村政策審議会企画部会の資料を作成・印刷する。

(2) 検討委員会の運営事務

検討委員会の座席配置、議事次第及び出席者名簿の作成、検討会の準備、議事録の作成を含め、検討会の企画及び運営を行うものとする。

なお、有識者の旅費、日当及び謝金については受託者が支払うこととするが、宿泊先にて提供される冷蔵庫内等の飲料及びルームサービス等によって生じる

経費については、旅費に含まず宿泊者の負担とする。

上記旅費、日当及び謝金については、各検討委員会開催日以降 30 日以内に有識者へ支払うこと。

【検討委員会の開催予定時期】

令和6年度第1回：令和6年5月頃

第2回：同9月頃

※開催場所は、いずれも農林水産本省会議室を予定

※食料・農業・農村政策審議会企画部会の開催時期は未定

5 点検・とりまとめ・事業報告書の作成

1 から 4 の各作業項目の成果品の点検を実施し、事業報告書としてとりまとめる。

第5 打合せ

事業の実施に当たっては、担当職員と十分協議の上で実施するものとする。打合せについては、次の段階で計6回行うこととする。

- ・初回打合せ 事業着手前
- ・中間打合せ 各検討委員会等の開催前（計4回）
- ・最終打合せ 報告書原稿作成前

打合せ場所は農林水産本省内での会議室を想定しているが、対面における実施が困難である場合は、あらかじめ担当職員に了承を得た上で、WEB会議も可能とする。

なお、事業を適正かつ円滑に実施するために、受託者は、事業打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、担当職員と相互に確認するものとする。

上記の他、受託者が希望する場合は、担当職員の了承を得た上で、別途打合せを実施してもよい。その場合も、その都度、対面かWEB会議かを判断する。

第6 事業報告書の作成

1 納入物品

(1) 事業報告書紙媒体（A4縦版、市販のファイル綴じで可）・・・2部

(2) (1)の電子媒体

(Word、PowerPoint、Excel、PDF等でCD-R又はDVD-Rに保存)・・・2部

なお、事業報告書の作成に係る留意事項は次のとおりとする。

- ① (1)の事業報告書には、概要を付け、章ごとにインデックスを付ける。
- ② 参考文献等を引用した場合は、引用箇所が分かるように整理するとともに、統計情報など検討に使用した資料については、資料名を一覧として添付し、必要に応じて事業報告書に参考資料として綴ることとする。
- ③ (2)の電子媒体については、ウイルス対策を行い、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを媒体に貼付して提出すること。また、ウイルス対策ソフトは信頼性が高く、かつ、最新のデータに更新したものを使用すること。
- ④ (1)及び(2)の事業報告書には、打合せ後に提出する打合せ記録簿も含めること。

2 納入先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

3 成果品に係る著作権等

- (1) 受託者は、この事業によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を納入成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲与するものとし、農林水産省及び農林水産省が許可した者の行為について著作人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、農林水産省が納入成果品を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受託者と協議してその利用の取決めをするものとする。
- (4) この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権等及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

第 7 事業実績報告書

受託者は本事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業実績報告書を令和 7 年 3 月 21 日（金）までに農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課活性化企画班企画係へ提出すること。

第 8 資料の貸与及び返却

1 貸与資料

本事業の貸与資料は次のとおりとする。

- ・令和 4 年度 農村地域の関連所得の算定手法検討業務 報告書 1 式
- ・令和 5 年度 農村地域の関連所得の算出委託事業 報告書 1 式

2 資料の扱い

貸与資料については、契約締結後に一括貸与する。また、公示期間中は農林水産省農村振興局都市農村交流課（本館 5 階ドア No. 本 540）で閲覧を可能とする。閲覧を希望する場合は、担当職員に事前に連絡を行わなければならない。なお、公示期間中の資料閲覧により知り得た情報（個人情報を含む）は、いかなる場合であっても外部に漏らしてはならない。

受託者は、貸与資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないが原則複製不可（写真や動画の撮影も含む）とするほか、万が一紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担によって修復しなければならない。

また、貸与資料は本業務完了前に担当職員に一括返却しなければならない。

第9 その他

受託者は、企画書のとおり事業を実施することとし、事業の実施に当たっては本事業を優先して行える担当者を置くこととする。

その他、事業を遂行する上では以下の点に留意すること。また、以下に記載が無いことについて、不明点があれば適宜担当職員に確認を行うこととし、そのことについて担当職員から別途の指示等があればそれに従うこととする。

1 秘密の保持

受託者は、この事業の遂行時に知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後も外部に漏らしてはならない。また、事業における成果品（途中成果品も含む。）については、この事業においてのみ使用することとし、これらの不要な蓄積及び他の利用は禁止する。

2 担当職員からの指示等について

事業の目的を達成するため、担当職員は業務内容・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者は本事業の実施に当たって、担当職員と十分な協議を行うこと。

3 対象経費

本事業を実施するに当たり、対象となる主な経費は別紙2に掲げるものとし、使用した経費に係る証拠書類を本事業完了時に提出すること。また、本事業の人件費の算定に当たっては、別紙3の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って算定することとする。

4 定めなき事項

受託者は、企画書のとおり事業を実施することとするが、この仕様書に定めのない事項又はこの事業の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

5 個人情報の保護

受託者は、事業において取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に基づき適正に管理するものとし、特に次の点に注意すること。

- (1) 本事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な個人情報の管理を行うこと。
- (2) 本事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、ファイアウォールの設定等、本事業に係る情報が不正に外部に流失しないよう、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な個人情報の管理に係る措置を講じること。
- (3) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに担当職員に報告し、今後の対応方針について協議すること。

6 進捗報告・資料提出等

受託者は、本事業の進捗状況等について、毎月1回以上報告を行うほか担当職員の求めに応じて報告を行うこと。また、受託者は本仕様書に示した成果物のほか担当職員の求めに応じて、本事業の過程で得た資料及びデータを提出するものとする。

受託者は、本事業の実施スケジュール及び実施体制を契約締結後速やかに担当職員に提出すること。

7 事業の再委託

事業の実施に当たって必要及び有効と判断され、並びに事前に書面により担当職員の承認を得た場合に限り、事業の一部を再委託により実施することができる。

8 主な関係法令の遵守等

受託者は、本事業の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）等の関連する環境関係法令を遵守するものとするとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- (1) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- (2) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
- (3) プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- (4) 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- (5) みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

委員	職場最寄り駅
委員1	立川駅 (JR線)
委員2	津田沼駅 (JR線)
委員3	南浦和駅 (JR線)
委員4	京都市営バス(北3系統路線) 朝露ヶ原町
委員5	たまプラーザ駅 (東急田園都市線)

※委員の自宅等を旅費の積算起点とする場合もある。

<主な対象経費項目>

委託事業に要する経費については、以下に示す考え方にに基づき、各経費項目ごとに算出した経費を積み上げた金額とする。

個々の事業において必要と考えられる費目を定め、対象経費の一覧を作成し仕様書に添付して下さい。

委託費の使途等に関して不明な点がございましたら、予算課契約班と相談し、適切な経費計上に努めてください。

区分	区分の内訳	内容	経費の算出の考え方	証拠書類の例
直接経費	I 人件費(賃金)	委託事業に従事する者の作業(実績)時間に対する経費	当該委託事業に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与及び諸手当等であり、仕様書等で示す、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付22経第961号大臣官房経理課長)に基づいて算出すること。	・業務(作業)日誌 ・賃金(給与)台帳 ・支払伝票 ・機関の給与規程、賃金規程
	旅費	委託事業を行うために直接必要な国内出張及び海外出張に係る経費	経費の算出に当たっては、受託者の内部規定等に基づいて算出することとし、内部規定等が定められていない場合は、「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること。 また、受託者は、当該業務に係る出張であることが明確に判断できるよう関係書類を整理すること。	・内部規程等 ・旅費計算書 ・支払伝票 ・復命書等
	会議費	委託事業を行うために直接必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及びお茶代等)	会場の設定等に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰にならないよう、必要最小限とすること。	・請求書 ・会議の概要に関する書類 ・支払伝票
	謝金	委託事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)	経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が定められている場合はそれによることとし、定めがない場合は受託者の内部規程等によること。	・支出伝票 ・受託者の内部規程等
	借料及び損料	委託事業を行うために直接必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費	機械器具等のリース・レンタルに要する経費は、以下の考え方に基づき当該業務期間中のリース等に要する経費のみ計上すること。 ・リース契約等による物品の調達を検討する際は、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討する。 ・リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、法定耐用年数以上とするなど合理的な基準に基づいて設定すること。	・納品書、請求書 ・リース等契約書 ・支払伝票
	消耗品費	委託事業を行うために直接必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費	消耗品費として計上できる経費は、当該業務にのみ使用するものであること。 例) ・分析用資材 ・試薬品 ・燃料 ・市販のソフトウェア等 例外) 複数年に渡って実施する継続事業において、翌年度に使用する物品の購入は原則認められませんが、翌年度の契約締結後に購入するものは、事業そのものに支障を来すなど事業と直接的な関連性が認められるものは、その理由を明確にした上で購入することができる。	・納品書、請求書 ・支払伝票
	印刷製本費	委託事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	計上する経費は当該業務期間中に使用する部数又は仕様書等により指定された部数のみとすること。	・印刷製本仕様書 ・配布先一覧 ・納品書、請求書 ・支払伝票
	雑役務費またはその他経費	委託事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの (例) ・通信運搬費(郵便料、運送料、通信・電話料等) ・光熱水料(電気、水道、ガス。大規模な研究施設等で、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) ・翻訳通訳、速記費用 ・文献購入費、法定検査、検定料等	通信運搬費は、当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上し、当該業務に直接必要であることを証明すること。 その他雑役務費として、当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務(再委託する業務を除く)に係る経費を計上すること。	・納品書、請求書 ・支払伝票
	III 再委託費	当該事業の一部を他の第三者に行わせる(委託する)ために必要な経費	当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが効率的でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上すること。 なお、再委託を行う場合は、「公共調達適正化について」(平成18年9月6日付18経第886号大臣官房経理課長)に定められた基準等により行うこと。	・委託契約書 ・請求書 ・支払伝票
	間接経費	IV 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接的経費	一般管理費は原則、農林水産省が定める率を使用することとし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。 ・再委託費を除いた額から算出すること。
V 消費税相当額	委託事業を行うために必要な経費に係る消費税及び地方消費税の額	計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%に相当する額を計上すること。		

※ 契約書又は仕様書において、認めていない経費がある場合、該当する「区分」及び「区分の内訳」は削除すること。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委

託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下、「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

- 受託単価の構成要素を精査する際の留意点
 - ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか
 - イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること
 - ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることは出来ない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

４．一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

５．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課				役職 ○○○○				氏名 ○○ ○○				時間外手当支給対象者か否か				業務時間及び業務内容					
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		22	23	24		
	1				← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2				← A →				← A →			← C →											A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ
	3				← D →				← B →			← A →											D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
	4				← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査
	5				← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
	・																						
	・																						
	・																						
	・																						
	30																						
	31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○										A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業					合計				A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・委託事業の内容から、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。

- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

委 託 契 約 書 （案）

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）牛田 正克（以下「甲」という。）（登録番号T8000012050001）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

【契約の相手方が共同事業体の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）牛田 正克（以下「甲」という。）（登録番号T8000012050001）と■共同事業体（以下「乙」という。）の構成員を代表する法人□□□□代表●●は、令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- （1）委託事業名 令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業
- （2）委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- （3）履行期限 令和7年3月21日

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円・消費税率10%とする。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託承認申請書（別紙様式第2号）に必要事項を記載して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委

託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合には、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（再委託の制限の例外）

第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることができるものとする。

（1）再委託する業務が海外で行われる場合

（2）広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

（3）会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

- 2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

（監督）

第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。

- 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第8条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとする。

(検査)

- 第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。
- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

- 第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

- 第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第4号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。
- ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第3号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。
- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第4号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

- 第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

- 第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

- 第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第6号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、入札(又は見積)心得第3条(公正な入札(又は見積)の確保)の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛

争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(著作権等の利用)

第26条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとす

る。

2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(委託事業の調査)

第27条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第28条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して7年間、整備・保管しなければならない。

4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。

5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第29条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第30条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第31条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第32条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第34条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（再委託の条件）

第35条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第31条から第34条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（疑義の解決）

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
牛田 正克

受託者（乙） 住 所
氏 名

（注） 電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、事業を実施する。

イ 事業内容

仕様書のとおり。

ウ 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月21日

エ 担当者

オ 報告の方法

仕様書のとおり。

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額〇〇円
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費(再委託費を除く)の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。

備品(原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものうち取得価格が50,000円以上の物品)の購入は認めない。

3 再委託先等

氏名又は名称	住 所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

4 構成員の事業計画

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		委託限度額： 円 登録番号
	名称		
	住所		委託限度額： 円 登録番号
	名称		
	住所		委託限度額： 円 登録番号
	名称		

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。
- ・委託収入において適格請求書発行事業者が登録番号を記載する必要がある場合は上記に記載すること。

(別紙様式第2号)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業再委託承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託金額
- 5 個人情報の取扱いに関する事項
- 6 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額（限度額を含む。）を特定できない事情がある場合には、その理由を記載すること。
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に準じて、報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
 - 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業実績報告書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿
〔 官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿 〕

(受託者)
住 所
氏 名
登録番号

令和 年 月 日付け契約の令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第8条の規定により、その実績を報告します。
(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

1 事業の実施状況

- ア 事業内容
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額〇〇円
計					

支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

3 構成員の実績

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		実績額： 円 登録番号
	名称		
	住所		実績額： 円 登録番号
	名称		
	住所		実績額： 円 登録番号
	名称		

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。
- ・委託収入において適格請求書発行事業者が登録番号を記載する必要がある場合は上記に記載すること。

(別紙様式第4号)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業委託費概算払・精算払 請求書

番 号
年 月 日

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者)
住 所
氏 名
登録番号

令和 年 月 日付け契約の令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業について、下記により、委託費
金 円也を、 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		

(注) ・精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。
・委託収入において適格請求書発行事業者が登録番号を記載する必要がある場合は上記に記載すること。

(別紙様式第5号)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)
住 所
氏 名
登録番号

令和 年 月 日付け契約の令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の事業実施状況
 - ア 事業について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は廃 止）に伴う 不 用 額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名 称 、 数 量 、 単 価 、 金 額)

(別紙様式第6号)

令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度農村地域の関連所得の算出委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。